



日本における「無償教育の漸進的導入」の運動の進展

渡部, 昭男

(Citation)

대학교육발전과 등록금문제 해결을 위한 2차 국제심포지엄:1-14

(Issue Date)

2013-02-22

(Resource Type)

conference object

(Version)

Not Applicable (or Unknown)

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498275>



国際シンポジウム(韓国ソウル)2013.02.22.

日本における 「無償教育の漸進的導入」運動の進展

渡部 昭男(WATANABE Akio)

神戸大学大学院・教授

大学評価学会・事務局長

「国際人権A規約13条問題特別委員会」担当理事

私たち「大学評価学会」(日本)とは

- 2004年4月～国立大学の法人化 & 大学評価の法的義務づけ
- その直前の2004年3月28日に設立(於: 京都)
- 目的: 「学問の自由」と「大学の自治」を守り発展させるために、多様な視点から大学評価のあり方を検討する。
- 学生・青年の「権利保障」&「発達保障」
→ 国際人権A規約13条「無償教育の漸進的導入」に着目

「権利保障」規範の解明

【法治国家に於ける「権利保障」運動の論拠】

- ①憲法規範＝日本国憲法
- ②国際条約＝国際人権規約、児童権利条約
- ③a: 法律の中の基本法＝教育基本法
- ③b: 法律の中の一般法＝学校教育法 等々



「権利保障」へと文教行政や大学(法人)経営を
方向づける「規範」「論理」の解明を重視

①日本国憲法1947年施行

第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。
義務教育は、これを無償とする。

③a: 教育基本法1947年施行／2006年改定

第4条

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。→憲法にない「経済的地位economic position」を追記
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

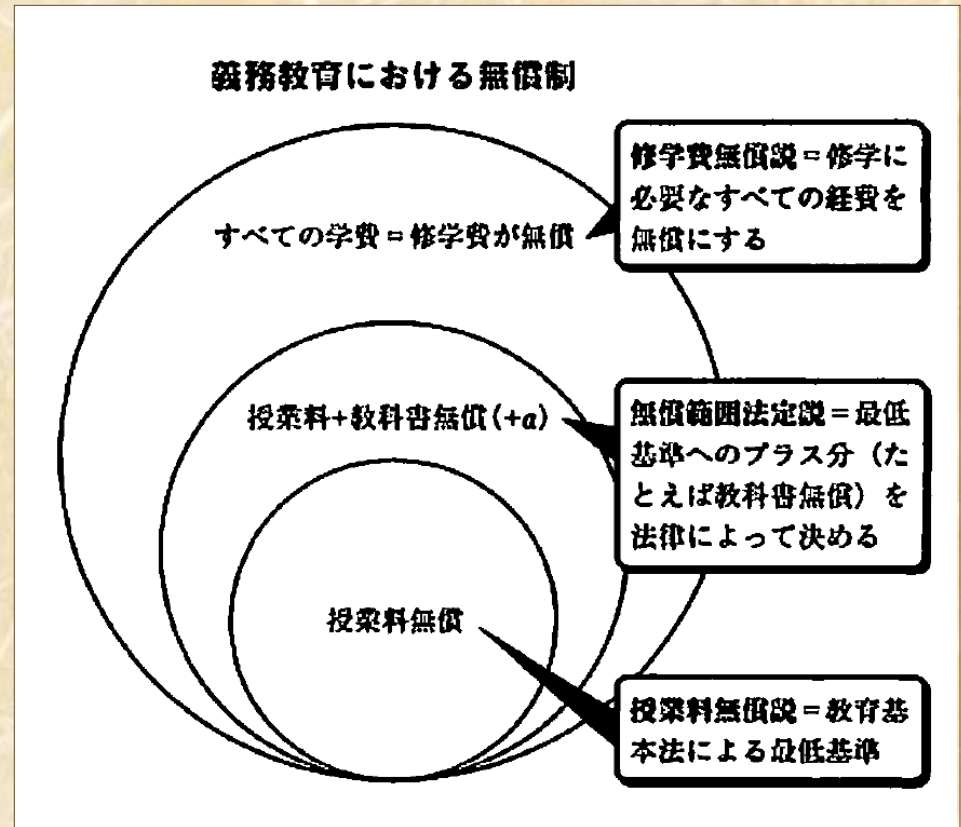
第5条

- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

「無償」「奨学の措置」の拡充運動

修学費無償に向けて法定範囲を拡大

- 義務教育でさえ「授業料不徴収」(私立を除く)のみからスタート
- 1963年＝義務教育諸学校の「教科書」無償給付(私立を含む)
- 1956年＝困窮家庭児への就学奨励(学用品費・通学費・就学旅行費)
- 他に、生活保護法による教育扶助、自治体による就学援助や給食費の減免



後期中等教育＝高校段階の運動

- 義務教育でない高校段階は「有償」



この「論理」を覆すために

- ①日本国憲法 & ③a: 教育基本法のどこにも「高校＝有償」とは書いていない
- ②児童権利条約＝国連1989年採択／日本1994年批准発効第28条
1 (b) 種々の形態の**中等教育**（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、**例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。**

高校授業料無償化を掲げた政権誕生2009年

2006年の教育基本法改定の国会論議の 過程で「格差」問題が焦点化＝国民の関心事に

- ・和田秀樹(2006)『教育格差』PHP研究所
- ・福地 誠(2006)『教育格差絶望社会』洋泉社
- ・渡部昭男(2006)『格差問題と「教育の機会均等」』日本標準
- ・橘木俊詔(2006)『格差社会』岩波書店
- ・社会政策学会(2007)『格差社会への視座』社会政策学会本部
- ・阿部 彩(2008)『子どもの貧困』岩波書店
- ・刈谷剛彦・山口次郎(2008)『格差社会と教育改革』岩波書店
- ・尾木直樹・森永卓郎(2008)『教育格差の真実』小学館
- ・小林雅之(2008)『進学格差』筑摩書房



など

2010年～高校授業料の無償化実現

- 1) 年額118,800円(月9,900円)を国が支援／家庭状況により加算あり／約360万人対象、総額約4千億円
 - 2) 国公立＋私立、専修学校・専門学校を含む
 - 3) 「論理」の転換
 - ・「受益者負担」から「社会全体の負担」への転換
 - ・文部科学省「社会全体であなたの学びを支えます」
- 理由①進学率98%、効果が広く社会全体に還元。
- ②家庭状況を問わず、全ての高校生等を支援。
- ③国際規約においても漸進的無償化を規定。
- 4) 課題＝授業料部分のみであり、他の教育費負担は残る。

高等教育＝大学段階の運動

- 大学評価学会・初代共同代表

田中昌人(TANAKA Masato)2005年
遺著『日本の高学費をどうするか』

- 大学評価学会特別委員会

をはじめ、国民のための奨学金制度の拡充をめざし
無償教育をすすめる会／全国大学院生協議会／全
日本学生自治会総連合／日本高等学校教職員組
合／国庫助成に関する全国私立大学教授会連合
など



出典: 文部科学白書2009年版_{p.13}

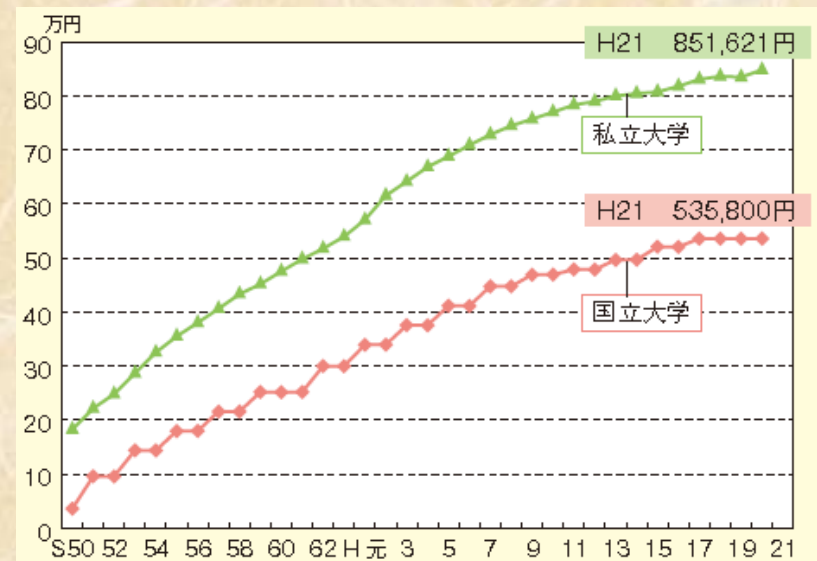
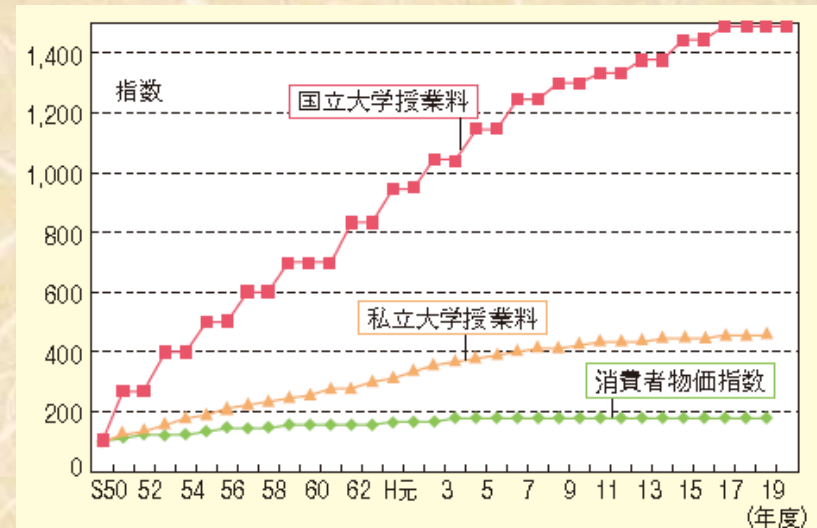
大学授業料と消費者物価指数の推移／授業料の推移

○学費の異常な高騰

国立大学の授業料, 私立大学の授業料平均額, 消費者物価指数のそれぞれを, 1975年時点を100とした場合, 消費者物価指数はこの**30年間で約2倍**の伸びに留まるのに対して, 大学の授業料はこれを大きく上回り, 国立大学で**約15倍**, 私立大学で**約4倍**

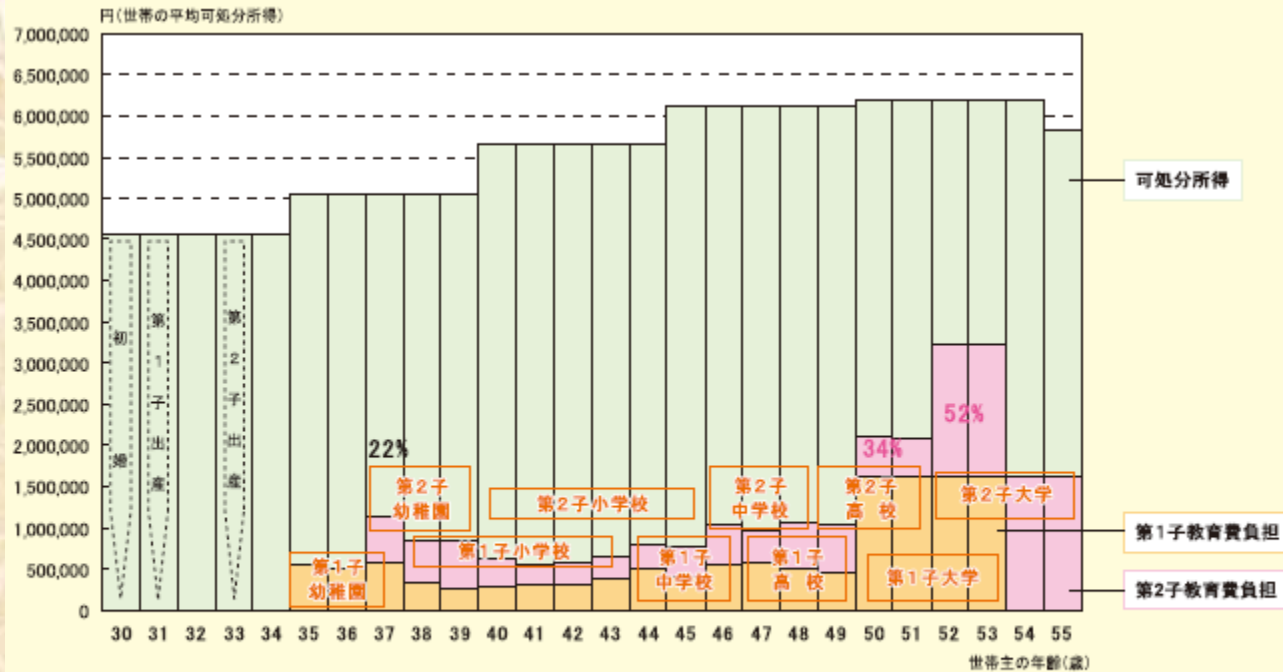
○授業料の現状

国立535,800円／年
私立851,621円／年

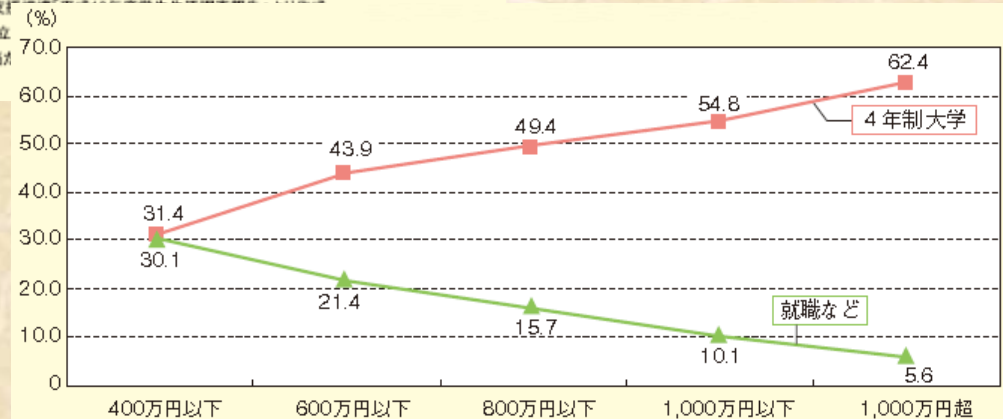


出典: 文部科学白書2009年版

家庭の所得と教育費_{p.8}／親の収入と子供の進路_{p.14}



※教育費負担: 幼稚園～高校については子どもの学習費調査(平成20年度)、大学については独立行政法人日本学生支援機構(幼稚園は私立の学習費総額、小・中・高は公立の学習費総額を使用(学校外活動費含む)。大学は、私立)
※平均可処分所得: 平成20年家計調査年報(総務省)より作成。(2人以上の勤労者世帯、世帯主の年齢階級別1世帯当たり)
55歳の数値は55～59歳の平均による。)



国際人権A規約13条の留保撤回

- 2012年9月11日＝日本政府はついに留保撤回
第13条2項

- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、
無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする
こと。
- (c) Higher education shall be made equally accessible to
all, on the basis of capacity, by every appropriate
means, and in particular by the progressive
introduction of free education;

→国際条約＝国際人権A規約による 高等教育の「漸進的無償化」規範の追加

- 更なる「権利保障＝無償化」運動の論拠＝礎に
- 韓日米の連帯による研究と運動の進展へ
- 日本でも、まずは①「授業料の半額化」／②「高等教育予算GDP比率1.2%への増額」へ
- 代案①：国立大学授業料の半額267,900円を一律に補助すると仮定すると、「約7,700億円」。専門学校生を含めると、さらに「約1,550億円」を要する。合わせて約0.9兆円、すなわち2012年度の一般会計国家予算90兆円の1%の追加で実現。
- 代案②：日本のGDP500兆円の1.2%＝6兆円。